

# 一般事業会社向けのステップ5における金融商品の減損、検討開始

ASBJ、金融商品専門委

去る5月29日、企業会計基準委員会が、第219回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

## 金融商品の減損

今回は、ステップ5（一般事業会社に対する検討）の議論にあたり、一般事業会社での貸倒引当金の対象となる主な資産である、営業債権、契約資産およびリース債権に関する取扱いについて検討が行われた。

これまでのステップ4の議論においてステップ4を採用する金融機関の代表者への意見聴取の実施までの時間を有効活用する観点から、並行して、ステップ5の議論に着手するもの。

(1) IFRS9号「金融商品の規定

IFRS9号では、次の単純化したアプローチが定められている。

① IFRS15号「顧客との契約から生じた収益」から生じた営業債権および契約資産

(ア) IFRS15号に従って重要

な金融要素を含んでいない場合（または実務上の便法を適用する場合）

常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

(イ) IFRS15号に従って重要な金融要素を含んでいる場合

損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを会計方針として選択することができる。

② IFRS16号「リース」に基づくリース債権

前記①(イ)と同様。

(2) 事務局案と専門委員の意見事務局から、ステップ5を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産およびリース債権の取扱いとして、IFRS9号の単純化したアプローチの定めを取り入れる案が示された。

専門委員から、方向性に同意する意見が多く聞かれた。

ベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分

第525回親委員会および第

217回専門委員会（2024年6月1日号（No.1711））情報ダイジェスト参照）で議論された組合等の会計処理に関する時価評価（評価差額はその他の包括利益）するオプションの適用単位について、聞かれた意見に対する再提案が審議された。

事務局から、当初の「一定の要件を満たす組合等の構成要素である市場価格のない株式について、会計方針の選択として、時価評価オプションを設ける」とする案に代わり、次の再提案が示された。

・時価評価オプションの適用単位を「組合等（ファンド）の単位」での選択とし、企業自身が定めた一定の方法に基づいて組合等をグループリングし、たとえば、グループリングされた組合等の単位で時価評価オプションを適用することを選択可能とする。

・この場合、時価評価オプションは、当初認識時に取消不能の選択とする。

専門委員からは「一律に会計方針の選択とされると実際に使えないので、現実的な案」など、賛意が多く聞かれた。

## 財務省法人企業統計調査

—令和6年1～3月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算数値を調査しているものです。

以下は、令和6年6月3日に発表した令和6年1～3月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,751社 (18,836社)

回答率 71.0% (71.3%)

( )書きは金融業、保険業を除いた数値です。

### ◆売上高(金融業、保険業を除く)

#### 製造業、非製造業ともに増収

売上高は、387兆4,182億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は2.3%となりました。

業種別にみると、製造業は2.8%、非製造業は2.1%となりました。

### ◆経常利益(金融業、保険業を除く)

#### 製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、27兆4,279億円で、増加率は15.1%となりました。

業種別にみると、製造業は23.0%、非製造業は11.5%となりました。

### ◆設備投資(金融業、保険業を除く)

#### 製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、17兆6,628億円で、増加率は6.8%となりました。

業種別にみると、製造業は8.7%、非製造業は5.8%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は15兆7,211億円で、増加率は6.8%となりました。

### 対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位：％、億円)

区分	5.1-3	4-6	7-9	10-12	6.1-3	
売上高					(実額)	
全産業	5.0	5.8	5.0	4.2	3,874,182	2.3
製造業	2.3	7.6	3.5	3.2	1,108,928	2.8
非製造業	6.1	5.0	5.6	4.6	2,765,255	2.1
経常利益					(実額)	
全産業	4.3	11.6	20.1	13.0	274,279	15.1
製造業	△15.7	0.4	△0.9	19.9	92,661	23.0
非製造業	17.2	19.0	40.0	9.5	181,618	11.5
設備投資					(実額)	
全産業	11.0	4.5	3.4	16.4	176,628	6.8
	(10.0)	(4.4)	(1.7)	(11.7)	(157,211)	(6.8)
製造業	11.3	4.9	5.5	20.6	59,746	8.7
	(10.7)	(4.0)	(5.6)	(20.1)	(54,330)	(9.8)
非製造業	10.8	4.4	2.2	14.2	116,882	5.8
	(9.6)	(4.6)	(△0.4)	(7.1)	(102,881)	(5.3)

(注)設備投資の( )書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和6年4～6月期の調査票の提出期限は令和6年8月13日、結果の公表は令和6年9月2日の予定です。

# 貸手の基本となる会計処理、検討進む—ASBJ、リース会計専門委

去る6月3日、企業会計基準委員会が第150回リース会計専門委員会を開催した。

前回（2024年6月10日号（No.1712）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

## 貸手の基本となる会計処理（文書の検討）

第525回親委員会および第148回リース会計専門委員会において、貸手の基本となる会計処理の文書について次の意見が聞かれていた。

(1) 第1法と第3法の適用区分の見直し

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法（第1法）と売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法（第3法）の適用関係について主に次の意見が聞かれていた。

適用区分を、第1法は「製造

又は販売を事業とする貸手が主たる事業の一環で行うリース」、第3法は「それ以外のリース」としているが、第1法を適用するリースについては、主たる事業が販売または製造に関わるものであることを明確化にすべきである。

そこで事務局から、第1法のリースは、製造業者または販売業者である貸手が事業の一環でリースを行うことを想定しており、また、これまで用いていた「主たる」という用語を外すことも委員から聞かれていたため、「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」の記載とする提案がされた。

専門委員からは、異論は聞かれなかった。

(2) 販売益相当額が生じる場合の会計処理の定め

販売益相当額が生じる場合の会計処理を明確化するにあたって、次の意見が聞かれている。

会計・監査・開示  
来し方行く末

上場企業に対する規制等②—7  
金融商品取引法（開示規制）(5)

公認会計士  
市川 育義

今回は、フェア・ディスクロージャー・ルール（FDルール）を取り上げる。

### (1) 制度化の経緯

上場企業について、法定開示書類である有価証券届出書や有価証券報告書等の提出を求めるなど、投資者に対する一定の情報提供を義務化したとしても、業務上、証券会社のアナリスト等に対して内部情報を伝達してしまつては、内部情報を顧客に提供して勧誘する余地を残すことや、顧客としても内部情報を期待するなど、情報開示として公平性を欠き、健全な資本市場の発展を妨げることとなる。

このため、上場企業に対し公平な情報開示を求めるFDルールが、2017年の金融商品取引法の改正により制度化された。FDルールは、企業が、未公表の重要情報（決算情報など）を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資者にも公平に情報提供することを求めるものである。

つて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」と定義されているが（金商法27の36①）、これだけでは実務上の対応は困難なことから、金融庁は「フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を公表している。

本ガイドラインの問2においては、次のとおり、重要情報の管理方法が示されているが、このうち最低限の情報管理の範囲は②とされている。

い企業については、インサイダー取引規制の対象となる情報と、公表前の確定的な決算情報をすべて本ルールの対象として管理する。

### (3) 実務上の対応

FDルールは、未公表の確定的な情報であつて、公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のある情報を対象とするものとされ、たとえば、今後の中長期的な企業戦略・計画等に関する経営者と投資家との建設的な議論のなかで交わされる情報は、一般的にはそれ自体では本ルールの対象となる情報に該当しないとされている。ただし、該当する可能性はあり、運用にあたっては注意が必要である（本ガイドライン問4）。

① 諸外国のルールも念頭に、何が有価証券の価額に重要な影響を及ぼし得る情報か独自の基準を設けてIR実務を行っているグローバル企業は、その基準を用いて管理する。

② 現在のインサイダー取引規制等に沿ってIR実務を行っている企業については、当面、「インサイダー取引規制の対象となる情報 および「決算情報であつて、有価証券の価額に重要な影響を与える情報」を管理する。

③ 仮に決算情報のうち何が有価証券の価額に重要な影響を与えるのか判断が難しい場合、建設的な対話に支障が出ないよう、ベストプラクティスを積み上げる努力を重ねているところかと思われる。

① 第3法を適用する企業において、現金購入価額と現金販売価額に差がない想定を取引を主たる定めとして記載するほうが、現行の企業会計基準適用指針16号との関係から適切である。

② 第3法を適用する企業において販売益相当額が生じることを前提に会計処理を定めるのであれば、現金購入価額と現金販売価額に差がない想定を取引を主たる定めとして記載すべきである。

事務局は、次の2案を提示した。

(案1) 貸手の現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がない処理を定めたうえで、販売益相当額が生じる場合の会計処理を別途定める。

(案2) 原資産の販売に係る収益と利息相当額を収益に計上するの、貸手のリース料を元本相当額と利息相当額および販売益相当額に計上するの、販売益相当額を収益に計上するの、前回は事務局案。

専門委員からは、案1への賛意が多く聞かれた。

### 経過措置

現行の企業会計基準13号等において利子込法で処理していたファイナンス・リースについては、本適用指針案116項を適用して前事業年度末の帳簿価額を使用権資産の期首の帳簿価額とする場合、本会計基準案等の適用後においても利子込法での計上を継続することを検討すべきとの意見が聞かれていた。

事務局は、適用初年度の期首に利子込法で計上したファイナンス・リースについては、本会計基準案等の適用後、本適用指針案37項および38項に従って判断することになるため、使用権資産総額の重要性が高まった場合には利子抜法へ変更する必要があるとした。

事務局は、利子抜法への変更を求めるか否かについて「本適用指針案116項の経過措置を適用し適用初年度において利子込法により計上した借手のファイナンス・リースについては、10%基準を超えたとしても見直しは不要とする」案を示した。専門委員からは賛意が聞かれた。

## 国際会計

# 金融商品の分類・測定に関する改訂、公表——IASB

去る5月30日、国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 9号「金融商品」の分類および測定に関して部分的に変更する改訂基準を公表した。

### 改訂の経緯

当該改訂は、基準の定めをより理解しやすく、一貫したものにすることにより、実務における会計処理のばらつきに対処することが目的とされている。

これらは、2022年12月に完了したIFRS 9号における分類および測定の適用後レビューから受けたフィードバックに対応するものである。

### 改訂の内容

改訂基準の主な内容は次のとおりである。

(1) ESGやそれに類似する要素を含む金融資産の分類の明確化

ESGにリンクした特徴は、それが組み込まれたローンの償却原価または公正価値の分類に影響を与えるか、すなわち、そのような特徴を持つローンに関して、キャッシュ・フローが元

題が提起されていた。

改訂基準は、これらがどの日に認識の中止の会計処理がされるかを明確にしておき、原則としては決済日に金融負債の認識の中止を行うが、特定の要件が満たされた場合には、決済日より前に金融負債の認識の中止を行うことを認めるような会計方針の選択肢を定めている。

### 適用関係

前記の改訂は、2026年1月1日以降開始する報告期間から開始されるが、早期適用も認められている。

## 経理用語の豆知識

### 取得関連費用の会計処理



企業結合における取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、連結財務諸表においては発生した事業年度に費用として処理する。国際的な会計基準に基づく財務諸表との比較可能性を改善する観点から費用処理としている。

個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、金融商品会計基準等に従って算定することに留意するものとされている。取得原価には、取得にあたって支払った対価に手数料その他の付随費用を加算したものとされており、取得関連費用も付随費用と認められるものは取得原価に含まれる。

個別財務諸表上子会社株式の取得原価に含まれている付随費用を、連結財務諸表上費用処理する扱いは連結修正手続により行い、その差額は連結財務諸表固有の一時差異に該当し、税効果会計の対象になる。段階取得により支配を獲得した場合には、段階取得による損益として処理することになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年5月27日	会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正	JICPA	ASBJが企業会計基準33号「中間財務諸表に関する会計基準」等を公表したことに伴い、改正を行うもの。資本連結実務指針7項で、支配獲得日としての決算日には四半期決算日または中間決算日が含まれるとしているところ、「その他の適切に決算が行われた日」についても決算日に含まれることを明確化している。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240527ruy.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240527ruy.html</a>	—
2024年5月31日	グロース市場の機能発揮に向けた対応について	東証	「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」における議論を踏まえ、グロース市場への新規上場時において、上場後の成長戦略に照らしたIPOの目的を開示するなどの情報開示の強化等を要請するもの。上場準備会社からよく相談される、または上場審査の取扱いが誤解されているテーマに関して、東証の考え方を示した「上場審査に関するFAQ集」も公表されている。 <a href="https://www.jpjx.co.jp/news/1020/20240531-01.html">https://www.jpjx.co.jp/news/1020/20240531-01.html</a>	—

金融

## 4月のPCEと雇用統計が示すFRBの金融政策

米商務省は5月31日、4月の米個人消費支出（PCE）に関するデータを発表した。それによると、PCE総合価格指数は前年同月比で2.7%上昇し、同コア（食品・エネルギーを除く）価格指数は2.8%の上昇だった。前月比では、総合指数が0.3%上昇、コア指数が0.2%上昇だった。

このPCE物価指数は年初からおおむね横ばいであり、明確なトレンドはみられない。米連邦準備制度理事会（FRB）のウォーラー理事の先月の発言を考慮すると、市場はFRBの利下げのタイミングに注目している。PCE物価指数が大幅に上昇しない限り、利下げシナリオに変化はないだろう。特にコアPCEの安定は、ただちに金融引締めを強化する必要性が低いことを示している。

5月に発表された雇用統計によれば、失業率は3.9%で安定しており、非農業部門の雇用者数は17万5,000人増加した。ヘルスケアや社会福祉、運輸・

倉庫などの産業での雇用増加が全体を支えている。特に、ヘルスケア分野では5万6,000人の雇用増加がみられた。雇用の増加は、これらのセクターでの需要の高まりを反映している。

こうしたデータを総合すると、インフレが急激に加速している兆候はみられず、雇用市場は安定している。PCEデータが示すように、物価上昇率が目標を大きく上回らない限り、FRBが利下げを行う余地があると市場はみている。これは、現在の経済状況下で経済成長を支えるための適切な措置である。

現在のPCEと雇用データから判断すると、FRBがただちに利上げに踏み切る可能性は低く、市場の利下げ期待は続くと思われる。FRBはインフレと経済成長のバランスを取りながら、適切なタイミングで政策を調整することが求められる。この結果、持続可能な経済成長と物価の安定が実現されることを期待したい。

証券

## 日本の投資家を悩ます金利・為替相場の動向

5月の日本株価は文字どおり一進一退、5月末の日経平均は4月末とほぼ同じであった。この背景には投資家が株式市場動向の予想に自信を持てなかったことがあるのではないかと、日銀総裁が金利について発言すると、利上げを仄めかしたと受け止められ、その結果、株売りへ動いた投資家が多かったようだ。長年、超低金利に慣れてしまい、わずかな金利上昇も怖く感じてしまうのかもしれない。

5月は3月期決算会社で2023年度の業績、2024年度の業績予想を発表した。業績好調が伝えられる企業が多かったため、株価への好影響が期待されたが、空振りに終わった。というのも、2024年度予想の全産業の最終利益は小幅マイナスだったため、株価上昇の支援材料とならなかったのだから。

しかし、アナリストの視点から、企業の業績予想は保守的だという。一番の問題は収益計算の前提条件である円相場

の想定である。多くの企業は2024年度の円相場を1ドル＝140～145円と、足元よりかなり円高になると予想しており、その分収益が悪化して、最終利益もマイナスになることを考えているようだ。

このように、2024年度の企業収益は円相場次第といつてもよいが、さらに円相場が日米の金融政策と関連して動くと考えられるため、投資家にとって方向感をつかむことが難しい。このため、投資家が株式投資に消極的になるかもしれない。

現在、日米の中央銀行は金融政策の運営に苦心を重ねている。主導権を握るのは米連邦準備制度理事会（FRB）だが、政策手腕を評価されるFRBも米国のインフレや実体経済の実勢の把握に手を焼いているようだ。

米国の利下げ、日本の利上げの呼吸がうまく合つて為替相場への影響が最小限にとどまり、円・ドル相場が落ち着きどころを見出すことができれば、日本の投資家も自信を持って株式投資に参加できるだろう。